

有限責任中間法人 日本出版著作権協会（JPC）
A)

1 複写使用に関する出版分野の著作権等管理事業者は、日本複写権センター、日本出版著作権協会、日本著作出版権管理システム、学術著作権協会の4団体があるが、利用者の利便性を考えるとばらばらの窓口では極めて不便である。著作権等管理事業法の主旨からいえば、複数の著作権等管理事業者が存在することが自由競争による使用料の適正化を担保する上で有効であるが、窓口がバラバラでは利用者が利用しにくく、混乱も招きかねない。4団体の協同の利用者向け統一窓口、ポータルサイトを設け、著作権の流通を円滑化すべきである。そのための予算措置も講じられるべきである。

2 貸与権使用料徴収に関しては、当会は貸与権センター（準）との話し合いをすすめていく予定である。今後とも、当事者間の相互の調整は必要であり、適宜、当会も行っていくつもりである。

それに加え、今後、ますます著作権利用分野の拡大が予想されるため、出版分野における著作権問題を討議していく場が早晚必要となってくると思われる。そのことについても、文化庁が注意深く留意していくことを希望する。